

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 理事会・評議員会の開催について②

2020.2.27

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、理事会・評議員会の開催についての問合せをいただいております。理事会・評議員会を実地で開催せずに、議案を決議する方法として、「テレビ会議・電話会議」がありますので、参考までに情報提供いたします。

テレビ会議・電話会議

出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法※であれば、テレビ会議（Skype等）や電話会議（グループ通話等）の方法による理事会・評議員会の開催が認められます。一部の者のみがテレビ会議等で出席することも可能です。

また、決議等の要件は通常の理事会・評議員会と同様になります。全員の同意等は必要ありません。

評議員会をテレビ会議等の方法で行う場合は、理事会で評議員会の開催を決議する際に、テレビ会議等で行う旨を併せて審議してください。

※ 即時・双方向に意思伝達をすることができる状況であること。

議事録記載方法について

テレビ会議・電話会議の方法により理事会・評議員会を開催した場合は、「出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法」であったことがわかるように具体的に議事録に記載する必要があります。議事録署名人は、通常の理事会・評議員会と同様となります。

【理事会をテレビ会議の方法で行った場合の文言例】

「本理事会はテレビ会議システム（Skype）を用いて開催する旨を宣言した。当法人のテレビ会議システムは、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっていることが確認されて、議事に入った。」

「本日のテレビ会議システムを用いた理事会は、終始異常なく、議題の審議を全て終了したので、議長は、以上をもって全議題を終了した旨を述べ、〇時〇分閉会を宣言し、解散した。」

・一部の者のみがテレビ会議の方法による出席だった場合

「〇〇理事は、自宅からテレビ会議（Skype）によって出席した。」

これは、理事会・評議員会等の開催を自粛するように求めるものではありません。

実地での開催の有無は各法人で判断してください。各法人におかれましては、引き続き国等の新型コロナウイルス感染症に関する最新情報を確認してください。

町田市 地域福祉部 指導監査課（町田市庁舎7階 窓口番号703）

電話番号：042-724-4094（法人担当）

電子メール：fukushi040@city.machida.tokyo.jp

町田市ホームページ：社会福祉法人の認可等・指導検査（トップページ＞医療・福祉＞地域福祉）

